

平成 27 年度財政援助団体監査等結果報告の公表について

(大阪市私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金に関する事務)

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

大阪市私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金に関する事務
(当該補助金の執行に関係することも青少年局の事務を含む。)

(2) 選定理由

私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金については、金額的重要性があることから、当年度の監査対象とした。なお、この補助金に対する監査は、今回が初めてである。

2 監査の目的と範囲

私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金（以下「当該補助金」という。）の交付先における当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行及び当該補助金に係る所管局の事務が適正に行われているか、また、補助事業が効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とする。

当該補助金が交付される私立幼稚園は平成 27 年 3 月 31 日現在、199 法人 220 園あるが、今回の監査の範囲としては、金額的重要性の観点から、学校法人みなと幼稚園（みなと幼稚園）、学校法人妙光学園（みつや・めぐみ幼稚園）、学校法人大橋学園（豊里幼稚園）、学校法人あびこ学園（あびこ幼稚園）、学校法人廣瀬学園（東よさみ幼稚園及びよさみ幼稚園）の 5 法人 6 園について、主として平成 26 年度分を監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の申請等が適切になされないリスク	ア 補助金の交付申請書、収支予算書等は整合しているか。
	イ 補助金交付申請及び受領の適切性・適時性、提出書類の網羅性等はあるか。
	ウ 事業内容は事業計画や補助金交付条件に準拠したものとなっているか、また、事業効果は十分か。
(2) 補助金の経理が適切になされないリスク	ア 補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。
	イ 証ひょう書類、証拠書類の整備及び保存状況は適切か。
	ウ 補助金収支に係る会計経理は適切か、当該経理に関する責任体制は明確か。
(3) 補助金が適切に使われないリスク	ア 補助金の流用の有無等、使用状況は適切か。
	イ 内部統制体制の整備と運用状況は適正か。
(4) 補助金の使用実態が適切に報告されないリスク	ア 実績報告書と補助対象事業の実施状況は整合しているか。
	イ 補助金の実績報告は適正か。
	ウ 精算報告は適正か、精算に伴う残余金返還は適時になされているか。
	エ 実績報告書等の記載内容は適切か。
(5) 補助金が適切に交付されないリスク	ア 補助金の交付決定は適正になされているか。
	イ 補助金の交付目的、交付条件、並びに補助対象事業内容は妥当か。
	ウ 補助金に関する本市ガイドラインに準拠しているか、また、公益上の必要性はあるか。
	エ 補助金交付団体に対する所管局の指導監督は適切になされているか。
(6) 補助金の有効性が失われているリスク	ア 補助金は有効か、また、その有効性を検証しているか。

4 監査の期間

平成28年2月1日から同年同月4日まで

第2 事務の概要

1 補助金及び交付事務の概要（平成26年度）

（1）補助金の目的

私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）を通じて、私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

（2）交付要件

設置者が当該私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して、別に定める区分に応じて保育料等の減免及び保護者が支払った保育料等の償還を実施すること。

ただし、園児とは次の全ての要件を満たす者である。

ア 4月1日現在で満年齢が3歳、4歳及び5歳の幼児並びに満3歳に達した幼児で翌年度の4月を待たずに年度途中から入園する幼児であること

イ 私立幼稚園に在園していること

ウ 市に住所を有する者であること

（3）補助対象経費と補助金額

補助金は、下表右欄の金額以内で設置者に交付する。ただし、当該年度に保護者が支払う保育料等の総額が、同表に定める額に満たない場合は、その額を限度額として、補助金を交付する。

（I）私立幼稚園就園奨励費補助

区分		補助限度額(年額)		
		1人目、最年長者	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	308,000円以内	308,000円以内	308,000円以内
B	平成26年度市民税が非課税の世帯又は市民税が均等割額のみ課税の世帯	199,200円以内	253,000円以内	308,000円以内
C	平成26年度市民税所得割額が「34,500円＋ア＋イ」円以下の世帯 ア 16歳未満の扶養親族数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	115,200円以内	211,000円以内	308,000円以内
D	平成26年度市民税所得割額が「171,600円＋ウ＋エ」円以下の世帯 ウ 16歳未満の扶養親族数×19,800円 エ 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	62,200円以内	185,000円以内	308,000円以内

（注） 市民税所得割額については、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額

(Ⅱ) 私立幼稚園幼児教育費補助（2人目以降は私立幼稚園就園奨励費補助）

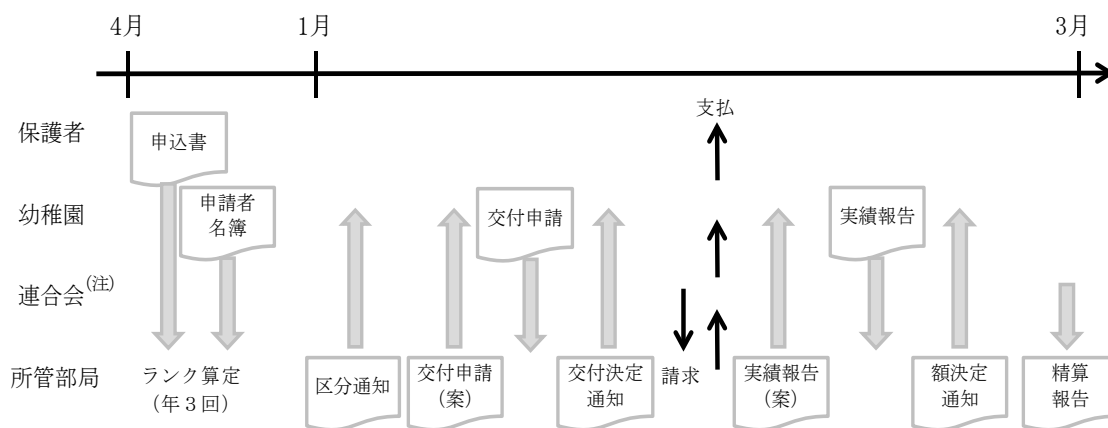
区分		補助限度額(年額)		
		1人目、最年長者	2人目	3人目
E	平成26年度市民税所得割額が「393,300円＋オ＋カ」円以下の世帯 オ 16歳未満の扶養親族数×19,800円 カ 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	40,900円以内	154,000円以内	308,000円以内
F	平成26年度市民税所得割額が「393,300円＋キ＋ク」円を超える世帯 キ 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ク 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	10,500円以内	154,000円以内	308,000円以内

(注) 市民税所得割額については、住宅借入金等特別税額控除適用前の額

(4) 手続の流れ

当該補助金に関する事務の流れの概略は図－1のとおりである。

図－1 事務の流れ



(注) 一般社団法人 大阪市私立幼稚園連合会

2 交付団体の概要

学校教育法に定める私立の幼稚園が交付対象となる。

3 決算状況等の分析

(1) 補助金の直近3年間の推移

大阪市私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金の直近3年間の推移は表－1のとおりである。

表－１ 大阪市私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金会計の直近３年間の推移

(単位：千円)

設置者名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学校法人みなと幼稚園	51, 292	58, 434	71, 319
学校法人妙光学園	48, 777	49, 569	57, 503
学校法人大橋学園	43, 648	50, 558	58, 804
学校法人あびこ学園	49, 541	52, 988	60, 355
学校法人廣瀬学園	75, 178	76, 498	96, 026
その他 194 法人	2, 149, 468	2, 251, 856	2, 692, 425
合計	2, 417, 903	2, 539, 903	3, 036, 431

(２) 監査対象団体の平成 26 年度の状況

監査対象団体の平成 26 年度の状況は表－２のとおりである。

表－２ 監査対象団体の平成 26 年度の状況

設置者名	幼稚園名	補助対象 園児数 (人)	補助金額 (千円)
学校法人みなと幼稚園	みなと幼稚園	613	71, 319
学校法人妙光学園	みつや・めぐみ幼稚園	495	57, 503
学校法人大橋学園	豊里幼稚園	431	58, 804
学校法人あびこ学園	あびこ幼稚園	450	60, 355
学校法人廣瀬学園	東よさみ幼稚園	287	37, 808
	よさみ幼稚園	462	58, 218

(３) 補助対象幼稚園数、園児数の直近３年間の推移

補助対象幼稚園数、園児数の直近３年間の推移は表－３のとおりである。

表－３ 補助対象幼稚園数、園児数の直近３年間の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助対象幼稚園数 (園)	227	221	220
補助対象園児数 (人)	25, 360	25, 488	25, 424

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

1 変更申請書の発行について改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

大阪市私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園幼児教育費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）によれば、補助金額を変更する場合は幼稚園の設置者が補助金変更交付申請書等を本市に提出し、本市はこれに応じて変更交付決定通知書により幼稚園の設置者に通知することとされている。

しかし、東よさみ幼稚園及び豊里幼稚園について、補助金額が減額されているにもかかわらず、それぞれの園からは補助金変更交付申請書が提出されておらず、こども青少年局も変更交付決定通知書の発行をしていなかった。

したがって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

こども青少年局は、補助金額を減額する場合であっても補助金額を変更する場合は、補助金交付要綱に従い、幼稚園より補助金変更交付申請書等を受領し、変更交付決定通知書により幼稚園の設置者に補助金額の変更を通知すること。

2 住宅借入金等特別税額控除適用前の市民税所得割額の確認について改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

こども青少年局は、保護者が本市による市民税の調査（以下「システム照合」という。）に同意しない場合は、市民税・府民税特別徴収税額の通知書（以下「納税通知書」という。）又は市民税・府民税課税証明書（以下「課税証明書」という。）の提出を求め、これらにより市民税所得割額を確認している。

また、補助金交付要綱によれば、世帯構成及び市民税所得割額の世帯合計額による区分に応じて補助限度額が定められており、当該補助金での市民税所得割額については住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とされており、当該保護者が住宅借入金特別税額控除を受けている場合には、控除適用前の額がわかる納税通知書の添付を求めている。

こども青少年局は保護者が課税証明書を提出した場合には、住宅借入金等特別税額控除を受けていないと判断しているが、事実の確認は取っておらず、住宅借入金特別控除後の市民税所得割額で区分され、あるべき補助金額を超える補助金が交付されるリスクがあるが、効果的な対策が取られていなかった。

したがって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

こども青少年局は、保護者からシステム照合の同意が得られない場合には、住宅借入金等特別税額控除の有無にかかわらず、提出を求める資料を納税通知書に限定するなど、住宅借

入金等特別税額控除前の市民税所得割額を確実に確認できる方法を検討すること。

3 区分通知書の金額誤りについて改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

補助金交付要綱によれば、保護者が支払った保育料等の合計が補助限度額未満の場合には、保護者が支払った保育料等の合計を補助金額とすることとされている。例えば、在籍児童が兄弟姉妹の3人目の場合には補助限度額は年額308,000円となるので、保護者が支払った保育料等の合計が308,000円未満であれば、保護者が支払った保育料等の合計が補助金額となる。

しかし、こども青少年局はよさみ幼稚園及び東よさみ幼稚園に対して、例えば、補助限度額が308,000円の園児について、兄弟姉妹の同時在籍により保育料が288,000円から264,000円に減額されているにもかかわらず、誤って減額前の288,000円を補助額として通知するなどしていた。

これは、園から提出される申請者名簿では兄弟姉妹の同時在籍による保育料減額が把握しにくいことが原因である。なお、こども青少年局が幼稚園に園児の区分及び補助金額を通知した区分通知書は誤った補助金額となっていたが、園から指摘があり、その後の事務手続及び補助金の交付は適切な額でなされていた。

現状では兄弟姉妹の同時在籍による保育料が把握されず、誤った補助金が交付されるリスクがある。

したがって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

こども青少年局は、申請者名簿において兄弟姉妹で在籍している事実が一目でわかるよう、兄弟姉妹の有無を示す欄を設けるなど、兄弟姉妹の在籍による減額を把握できるようにすること。

(意見)

申請者の状況等の確認について

【こども青少年局に対して】

当該補助金の交付対象は私立幼稚園に在園し、かつ大阪市に住所を有する園児である。また、対象要件を満たした場合の補助限度額は、その世帯構成及び市民税所得割額の世帯合計額による区分に応じて定められている。

したがって、保護者の所得把握のために共働き世帯であるか否か、当該園児の市内私立幼稚園での在園や当該家庭の扶養状況の変更（死亡・離婚・再婚など）等、申請者の状況等についての確認は適正な補助金交付を執行する上で非常に重要である。

しかし、現状は以下のとおりであった。

- 保護者の所得把握については、システム照合に同意しない場合に提出すべき納税通知書等では配偶者の存在が確認できない。
- 扶養状況の変更については、申請人本人が作成した事由説明書類で確認しているのみであ

る。

このような場合、本来であれば父母の市民税所得割額の合計額とすべきところを誤って父（又は母）のみの市民税所得割額をもって補助金額が算定されるリスクや扶養状況の変更が事実かどうかわからず誤った補助金が支給されるリスク等があり、現状の各種確認方法では補助金申請者の状況等を正確に把握するには不十分であると考えられる。

これらを解決するために、例えば保護者の所得把握を確実に行うための方策として、申請書様式を見直しシステム照合の同意を得やすくするなど、適正な補助金交付のための合理的、効果的な方策を検討されたい。

平成 27 年度公の施設の指定管理者監査結果報告の公表について

(咲くやこの花館、大阪市立芸術創造館)

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

公の施設の指定管理者（主として平成 26・27 年度分）

ア 対象施設・指定管理者・指定期間

対象施設	指定管理者	指定期間	備考
①咲くやこの花館	咲くやこの花館 運営グループ	平成 24～27 年度	構成員の（一財）大阪スポーツ みどり財団（旧（財）大阪市ス ポーツ・みどり振興協会）は平 成 18 年度から指定管理者の一 部となっている。
②芸術創造館	有限責任事業組合 アートサポート	平成 26～27 年度	平成 18 年度から有限責任事業 組合アートサポートが指定管 理者となっている。

イ 施設所管局

①建設局

②経済戦略局

(2) 選定理由

平成 27 年度前期の公の施設の指定管理者監査における監査の対象施設は、リスクの評
価結果やこれまでの監査実績等を考慮して、公園関連・文化振興関連区分の施設を管理す
る指定管理者を選定している。

2 監査の目的と範囲

今回の監査は、公園関連・文化振興関連区分の施設を管理する指定管理者である、咲くやこの花館運営グループ及び有限責任事業組合アートサポートの指定管理業務に係る出納その他の事務並びに施設所管局の事務について、関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とする。

監査の対象施設については、平成24年7月に大阪城天守閣、大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館といった博物館施設に対する出資団体監査・公の施設の指定管理者監査が実施されていること等を考慮し、さらには、施設種別、業務代行料等を勘案し、咲くやこの花館及び芸術創造館を対象とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)指定管理者が業務、収支の正確な実態を把握できていないリスク	ア 指定管理者内で内部統制の整備に関し、運営状況や適正な財務報告を把握し、必要な指導が行われているか。
	イ コンソーシアムの構成員内で、業務管理及び収支の状況が正確に把握され、財務報告に正確に反映されているか。
	ウ 利用料収入等の収納事務はマニュアル等に当たって適正に行われているか。特に現金及びその同等物の統制が適切に整備、運用されているか。
	エ 支出事務が適正に行われているか。また、事業別収支において不適切な会計処理が行われていないか（粉飾、不正等はないか）。
	オ 現金等の管理は適切に行われているか。
	カ 指定管理事業と他事業との区分経理が適切に行われているか。
	キ 備品管理は適正に行われているか。
(2)施設の設置目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク	ア 利用促進策を実施するとともに、利用者満足度の向上を図っているか。
	イ 取り決めどおりの人員配置がなされているか。
	ウ 労務管理（超過勤務手当等）は適切に行われているか。
	エ 再委託について、範囲が適切であるか、必要な手続が行われているか。
(3)施設の安全性の確保が十分ではないリスク	ア 法定点検等は適正に行われ、施設の安全が保たれるとともに事故発生対応マニュアル等が作成、運用されているか。

	イ 施設には実際に危険箇所はないか。
	ウ 事故、災害発生時に避難がスムーズに行えるか。
	エ 施設の補修等について、所管局と団体でリスク分担が協定に定められているように適切に行われているか。
(4) 所管局や関係機関等との連携が十分になされていないリスク	ア 所管局と指定管理者との協定等の内容は適正なものか。
	イ 所管局は指定管理者と定期的な調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取組を行っているか。
(5) 情報漏えいが発生するリスク	ア ID・パスワード等の定期的な変更など遵守すべきルールが策定されているか。
	イ 個人情報の管理は適正に行われているか。

4 監査の期間

平成27年10月5日から同年同月16日まで

第2 監査対象の概要

1 指定管理者及び施設の概要

(1) 咲くやこの花館

団体の概要	咲くやこの花館運営グループ 1 連合体協定書締結日 平成23年7月4日 2 事業目的 咲くやこの花館の指定管理者として館の管理運営業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。 構成員 一般財団法人大阪スポーツみどり財団（代表者） 1 設立 昭和39年12月 2 正味財産 842,530千円（平成27年3月31日現在） 3 役員数及び従業員数（平成27年7月1日現在） 理事長1名 副理事長1名 理事4名 監事3名 従業員89名 4 主な事業 ・スポーツの普及振興及び競技団体との連携並びにスポーツ施設の管理運営に関する事業 ・みどりの普及啓発及び公園施設の管理運営に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 1 設立 昭和52年3月 2 資本金 100,000千円 3 役員数及び従業員数（平成27年7月1日現在） 代表取締役1名 取締役7名（うち2名は非常勤） 監査役1名 従業員699名 4 主な事業 ・オフィス業務代行 ・駐車場・土地活用

	・情報通信ソリューション ・施設の運営企画・セールスプロモーション ・人材サービス 株式会社日比谷アメニス 1 設立 明治5年（昭和25年、平成3年商号変更） 2 資本金 300,000千円 3 役員数及び従業員数（平成27年7月1日現在） 代表取締役1名 取締役10名 監査役1名 従業員340名 4 主な事業 ・環境コンサルティング ・空間計画・設計・施工・管理 ・特殊空間緑化（屋上・室内・壁面等）計画・設計・施工・管理 ・公園・緑地の管理運営及び運営コンサルティング ・コンピュータシステム開発 ・インターネットによる造園資材・園芸用品販売 ・緑や花、環境、リサイクルに関する調査・研究 ・PFI事業及び地域開発に関するコンサルティング・設計・施工 ・その他花や緑、環境を基軸にしながら快適な“人と空間とのかかわり”を提言する事業
指定期間	平成24年4月1日から平成28年3月31日
選定方法	公募
業務代行料等	309,779,382円（平成27年度協定額）
施設名	咲くやこの花館
設置目的	貴重・希少な植物の品種を保有・維持し、種の保存やより多くの希少植物の収集展示を行うなど、花と緑と自然に関するあらゆる情報の収集・蓄積・発信基地として各種の緑化・普及啓発事業を行う
所在地	大阪市鶴見区緑地公園 2-163
建物構造 規 模	・咲くやこの花館エリア 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地上2階建（一部地下1階建） 敷地面積14,830㎡ 延床面積6,891㎡ ・事務所エリア 軽量鉄骨造（一部鉄骨造）地上2階建（一部地上1階建） 敷地面積2,314㎡ 延床面積1,890㎡ ・栽培エリア・資材倉庫エリア 敷地面積8,930㎡
主な施設	展示棟、券売所、外部庭園・前池・周辺緑地、レストラン、売店、警備室・設備棟（中央監視室・電気室・機械室・植物培養室等）
開館時間	10時～17時（入館は16時30分まで）
休館日	毎週月曜日（休日の場合は、その翌日）及び 年末年始（12月28日から1月4日）
入館料	大人・大学生・高校生：500円 中学生以下、障がい者手帳持参者、65歳以上の大阪市内居住者：無料 その他団体割引、交通局乗車券等の提示による割引あり

（２）芸術創造館

団体の概要	有限責任事業組合アートサポート 1 組合契約効力発生日 平成17年11月4日 2 事業目的 大阪市立芸術創造館の指定管理者へ応募し、組合として指定管理者に指定された場合、
-------	---

	協働して指定管理者としての業務を遂行すること。 構成員 リッジクリエイティブ株式会社（代表者） 1 設立 平成 10 年 5 月 2 資本金 10,000 千円 3 組合への出資額 1,500 千円 4 役員数及び従業員数（平成 27 年 7 月 1 日現在） 代表取締役 1 名 取締役 2 名 監査役 1 名 従業員 21 名 5 主な事業 ・舞台及びイベントの企画、制作、運営並びに管理 ・舞台照明、舞台音響及び舞台美術の企画並びに制作 ・舞台照明、舞台音響等舞台及びイベントの制作に係る人員、オペレーターの派遣 ・舞台照明機器、舞台音響機器及びその付属部品の製造、販売並びに輸出入 ・建築の企画、設計、施工及び監理 ・情報誌、書籍及び印刷物の企画制作、出版並びに販売 ・広告宣伝の企画及び制作 株式会社シアターワークショップ 1 設立 昭和 58 年 11 月 2 資本金 10,150 千円 3 組合への出資額 750 千円 4 役員数及び従業員数（平成 27 年 7 月 1 日現在） 代表取締役 1 名 取締役 2 名 監査役 1 名（社外監査人） 従業員 36 名 5 主な事業 ・劇場・ホールの施設建設に関する企画並びに指導 ・劇場・ホールの施設管理及び運営に関する指導 ・劇場・ホールの施設管理及び運営 ・劇場・ホールの施設及び利用状況に関する調査 ・建築物の設計及び監理 ・地域開発、都市開発及び環境整備に関する調査、企画、設計並びにコンサルティング業務 ・映画、演芸、講演、コンサート、展示会並びにイベントの企画及び運営に関する業務 ・外国芸能人、音楽家の招へい並びにマネジメント ・広告、宣伝の企画及び制作 ・飲食店の運営 株式会社流 1 設立 昭和 56 年 6 月 2 資本金 10,000 千円 3 組合への出資額 750 千円 4 役員数及び従業員数（平成 27 年 7 月 1 日現在） 代表取締役 1 名 取締役 2 名 従業員 29 名 5 主な事業 ・舞台及びイベント制作・構成・演出 ・演出照明のプランニング及びオペレート ・舞台照明器材のレンタル及び販売 ・照明設備の取付・施工
--	--

	・各種公共ホールの管理・運営
指定期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日
選定方法	公募
業務代行料等	24,796,238円（平成27年度協定額）
施設名	大阪市立芸術創造館
設置目的	演劇や音楽をはじめとする舞台芸術の練習施設として、様々なニーズに対応した設備と充実したスタッフサポートにより、大阪ならではのアーティスト達の、「練習」→「制作・発表」という一連の活動を一貫してバックアップする
所在地	大阪市旭区中宮 1-11-14
建物構造 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上4階建 敷地面積 5,815.01㎡ 建築面積 4,082.08㎡ 延床面積 12,406.64㎡ (うち芸術創造館 4,308.47㎡(駐車場1,343.99㎡を含む)、その他8,098.17㎡は旭区民センター・旭図書館・旭備蓄倉庫であり本指定管理の対象外)
主な施設	交流サロン、事務所、ミーティングルーム、音楽練習室大（レコーディングスタジオ）、音楽練習室中A・中B・小A・小B、演劇練習室中A・中B・小A・小B、制作者BOX（メディアルーム）、演劇練習室大、大練習室、シャワー室、駐車場
開館時間	10時～22時30分
休館日	年末年始（12月28日から1月4日）、臨時休館日（年1日）
利用料	別表のとおり

別表（芸術創造館利用料）

表－1 演劇練習室利用料金

（単位：円）

部屋名	料金区分	料金				
		朝 10:00～ 12:45	昼 13:00～ 15:45	夕 16:00～ 18:45	夜 19:00～ 22:30	終日 10:00～ 22:30
大練習室「全面使用」 ^{(注)2}		4,500	4,500	4,500	6,300	19,800
大練習室「分割使用」 ^{(注)3}		2,000	2,000	2,000	2,800	8,800
演劇練習室大		2,700	2,700	2,700	3,800	11,900
演劇練習室中A		1,900	1,900	1,900	2,600	8,300
演劇練習室中B		1,200	1,200	1,200	1,600	5,200
演劇練習室小A		900	900	900	1,200	3,900
演劇練習室小B		900	900	900	1,200	3,900
制作者BOX (メディアルーム)		300	300	300	400	1,300

(注) 1 入場料を徴収する場合は上記基本室料の1.5倍

2 大練習室「全面使用」：公演などでステージと客席を使用する場合、部屋料金のほか、客席（ひな壇）＋椅子使用料を徴収

3 大練習室「分割使用」：練習スペースとしてステージ部分のみを使用する場合

4 その他、貸出備品がある場合、その種類に応じた料金を徴収

表－２ 音楽練習室利用料金

(単位：円)

部屋名	料金区分	料金		
		2 時間以内	以後 (以降) 1 時間ごとに	12 時間
音楽練習室大レコーディング利用 (注) 2		4, 000	2, 000	24, 000
音楽練習室大練習利用		2, 000	1, 000	12, 000
音楽練習室中 A		1, 000	500	6, 000
音楽練習室中 B		1, 200	600	7, 200
音楽練習室小 A		600	300	3, 600
音楽練習室小 B		600	300	3, 600

(注) 1 入場料を徴収する場合は上記基本室料の 1.5 倍

2 音楽練習室大でレコーディングを行う際は、機材の操作等のため、別途指定管理者指定のスタッフ
人件費を徴収

チーフ：基本 4 時間 24, 000 円+税 以降、1 時間毎に 6, 000 円+税

アシスタント：基本 4 時間 20, 000 円+税 以降、1 時間毎に 5, 000 円+税

3 その他、貸出備品がある場合、その種類に応じた料金を徴収

2 収支状況

(1) 咲くやこの花館

表－３ 収支の直近数年間の推移

(単位：円)

収 入 (項目)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	業務代行料 (注) 1	273, 625, 500	312, 424, 100	314, 034, 100	316, 532, 148
	利用料金収入 (注) 2	22, 810, 901	21, 954, 235	22, 954, 507	29, 686, 970
	事業収入 (注) 3	7, 033, 173	7, 884, 787	8, 989, 563	4, 987, 390
	その他収入	341, 400	346, 912	424, 350	958, 116
収入合計 (A)		303, 810, 974	342, 610, 034	346, 402, 520	352, 164, 624

支 出 (項目)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費	104, 034, 947	120, 510, 035	114, 322, 338	116, 807, 928
	事務費	31, 931, 093	33, 646, 085	30, 823, 263	31, 942, 566
	管理費 (注) 1	130, 216, 923	162, 239, 213	175, 095, 602	172, 488, 237
	事業経費 (注) 3	35, 454, 593	32, 297, 845	31, 591, 030	20, 237, 346
支出合計 (B)		301, 637, 556	348, 693, 178	351, 832, 233	341, 476, 077
収支 (A) － (B) (注) 4		2, 173, 418	▲6, 083, 144	▲5, 429, 713	10, 688, 547

(注) 1 平成 23 年度から平成 24 年度にかけて業務代行料及び管理費が大きく増加したのは、新規業務として
電気機械設備維持管理業務を追加したことによるものである。

2 平成 26 年度に利用料金収入が大きく増加したのは、有料入場者数の増（前年度より約 1 万 4 千人の増
加）によるものである。

- 3 平成26年度に事業収入、事業経費が大きく減少したのは、咲くやこの花館内のレストラン営業休止によるものである。
- 4 平成23年度、平成26年度の収支差額については、協定書にある利益配分が可能となる額に達していないため、本市に戻入はされていない。

利益配分計算式

(総収入－総費用) > 総収入×5%となる場合において

((総収入－総費用) － (総収入×5%)) ×50%が大阪市に配分される。

(2) 芸術創造館

表－4 収支の直近数年間の推移

(単位：円)

収 入 (項目)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	業務代行料 ^{(注) 1}	31,580,938	34,635,488	31,597,686	28,722,091
	業務代行料 (大阪市主催事業費)	19,420,000	9,000,000	11,116,000	－
	利用料金収入	30,922,650	33,604,925	32,458,350	35,053,950
	事業収入	4,176,548	6,967,206	6,054,000	6,912,650
	その他収入	6,132,277	5,111,009	6,122,674	5,404,913
収入合計 (A)		92,232,413	89,318,628	87,348,710	76,093,604

支 出 (項目)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人件費 ^{(注) 2}	29,160,000	28,560,000	28,560,000	23,250,000
	事務費 ^{(注) 2}	5,589,148	5,708,668	5,628,694	7,973,815
	管理費	11,517,088	11,557,202	11,726,315	12,061,349
	事業経費 (自主事業)	6,179,683	10,386,206	6,054,000	6,912,650
	事業経費 (大阪市主催事業)	19,420,000	9,000,000	11,116,000	－
	光熱水費	13,609,571	14,004,172	17,124,792	16,728,496
	その他支出	6,869,631	9,881,969	7,717,746	8,349,218
支出合計 (B)		92,345,121	89,098,217	87,927,547	75,275,528
収支 (A) － (B) ^{(注) 3}		▲112,708	220,411	▲578,837	818,076

(注) 1 平成26年度に業務代行料が大きく減少したのは、市政改革プランに基づく「市民利用施設の受益と負担の適正化」をはかるため、指定期間の節目のタイミングで業務の積算を見直したことによるものである。また、平成26年度に大阪市主催事業に係る業務代行料がなくなったのは、事業実施方法を芸術創造館の指定管理事業から公募型プロポーザル方式に変更したためである。

- 2 平成26年度に人件費が大きく減少したのは、人員(副館長)を1名削減したため、事務費が大きく増加したのは、エレベーター修繕(1,990,440円)を実施したためである。
- 3 平成24年度及び平成26年度の収支差額については、協定書の取り決めに従い、それぞれ110,206円、409,038円が本市に戻入されている。
- 4 平成26年度の収支については、第3の7のとおり修正報告が提出されている。表中は修正前の金額を記載している。

3 利用状況

(1) 咲くやこの花館

表－5 利用者数の推移

(単位：人 [延べ人数])

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入館者数	有料入館者	46,806	43,999	46,346	60,084
	無料入館者	164,550	159,006	157,810	165,727
	計	211,356	203,005	204,156	225,811

(2) 芸術創造館

表－6 稼働率の推移 (分野別)

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
演 劇	67.2	68.9	71.9	75.2
音 楽	56.1	60.5	60.1	64.4
全 体	59.3	62.8	63.3	67.4

(注) 施設全体の分野ごとの実際の利用枠数合計÷年間の総利用可能枠数

表－7 稼働率の推移 (部屋別)

(単位：%)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
演 劇	大練習室	79.7	81.5	80.8	80.6
	演劇練習室大	68.2	71.9	71.8	77.0
	演劇練習室中 A	79.8	81.1	77.5	77.9
	演劇練習室中 B	55.2	59.1	68.1	73.0
	演劇練習室小 A	55.0	54.4	58.7	74.8
	演劇練習室小 B	65.3	65.7	74.6	67.8
	制作者 BOX (メディアルーム)	63.2	18.8	21.5	39.3
音 楽	音楽練習室大	33.2	36.7	35.1	48.5
	音楽練習室中 A	56.1	58.1	56.9	61.0
	音楽練習室中 B	56.9	59.0	61.1	58.5
	音楽練習室小 A	71.0	78.9	77.7	80.6
	音楽練習室小 B	63.1	70.0	69.5	73.7

(注) 各部屋の実際の利用枠数合計÷年間の総利用可能枠数

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【咲くやこの花館に関する事項】

1 指定管理業務の範囲と協定書の内容について改善を求めたもの

指定管理業務の範囲が、基本協定書、年度協定書、仕様書等の書面で規定され、それに基づいて適切に業務代行料が積算されることによって、指定管理者の財務報告の正確性等が測られるべきである。

咲くやこの花館におけるレストランについて所管局及び指定管理者にヒアリングを行い、両者の書類を確認したところ、次のような実態が見受けられた。

(1) 業務の位置づけについて

当該業務については基本協定書をはじめとした契約書面で指定管理業務であると明記されておらず、指定管理者募集時の資料及び質疑応答において指定管理業務に含むとされているのみである。

(2) レストラン営業の休止からフードコート（売店扱い）形態での再開の経緯について

- レストランの運営に当たっては、指定管理者が所管局から都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公園施設の管理許可を受けて、指定管理者が所管局に使用料を支払い、運営を行っていた。
- 平成25年12月に指定管理者においてレストラン運営者の確保が困難な状況となり、所管局と指定管理者で協議の上、平成26年4月からレストラン営業を休止することとした。
- 近隣に飲食店舗が少ないこと、来館者から営業再開を求める声があったことなどから、平成26年4月に指定管理者から、旧レストランを使用面積や期間を限定した上で、フードコートとして再開する提案がなされ、所管局の承認を得て平成26年5月から営業が実施された。
- 所管局と指定管理者は、レストラン営業の休止、フードコート形態での営業の再開、後述の代行料の再積算の決定に当たり、書面を取り交わすことなく決定していた。

(3) 業務代行料の積算について

- 平成25年度までは、レストラン運営にかかる使用料を含めた収支見込みの差額について、局から指定管理者に業務代行料の一部として支払われていたが、平成26年度については、レストラン運営を一時休止することとなっていたため、当該部分は減額された。
- フードコート形態での営業について、指定管理者から提案があった平成26年4月の時点においては、局、指定管理者の双方で収支差額が発生しない見込みであると合意していたため、フードコート形態での営業を再開した平成26年度は業務代行料を増額せず、平成27年度も同様の取扱いとした。